

# 老齢基礎年金 業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～



MC :

これから、「老齢基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。老齢基礎年金の業務支援ツールは、

メインツールとして使用する「お手続きガイド」、  
相談時に使用する「相談シート」、  
年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了について」、  
次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、  
資料集としての「ハンドブック」

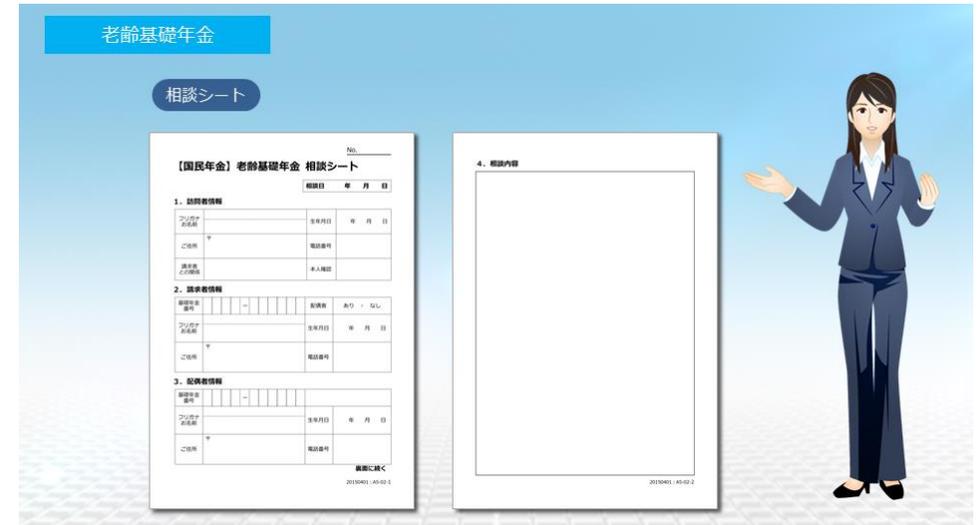
によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょう。



MC : (お手続きガイド)

お手続きガイドは、老齢基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド (表紙)」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードの No. がわかる「お手続きカード (表紙)」、具体的な制度の内容や必要な手続きについて記載された「個別のカード」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には必要書類の一覧や記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については、後ほどご説明します。



MC : (相談シート)

「相談シート」は、老齢基礎年金に関する相談の際に、訪問者、請求者、および請求者の配偶者に関して必要な情報を書き取るために使用します。個人情報に加えて、相談内容を自由に記述できる欄を大きく設けてありますので、資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間や免除期間、繰上げや繰下げの希望などについて忘れないようにメモしてください。

年金の受取り見込額を案内するための計算シートや、繰上げ繰下げの注意点を1つ1つ確認しながら説明するためのチェックリストなども掲載してありますので、必要に応じて活用してください。





MC：（必要書類リスト）

「必要書類リスト」は、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。



MC：（お手続きガイド（表紙）／お手続きカード（表紙））

それでは、お手続きガイドについて具体的な中身をみていきましょう。

「お手続きガイド（表紙）」は業務内容の全体像が示されており、来訪者のニーズを確認し、それに応じた説明を構成する際に役立ちます。

「お手続きカード（表紙）」には、手続きや説明内容に応じて使用すべきカード No.が示されています。説明を行う際に手元に置いておくことで必要なカードを素早く探し出すことができます。







老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.7-1 いくら? - 年金額の計算 -**

老齢基礎年金の受取り年金額 (平成27年度の額)

年金額 (月額) = 年額 **780,100円** (月額65,008円)

<老齢基礎年金の計算式>

※計算対象となった100円未満の端数は、50円以上100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

**平成21年4月以後 (かつ) の期間**

保険料納付済月数	全額免除月数	4分の1納付月数	半額納付月数	4分の3納付月数
780,100円 ×	+4/8	+5/8	+6/8	+7/8
480月 (40年)				

**平成21年3月以前 (まで) の期間**

保険料納付済月数	全額免除月数	4分の1納付月数	半額納付月数	4分の3納付月数
780,100円 ×	+2/8	+3/8	+4/8	+5/8
480月 (40年)				

※以下の要件に該当する場合は、上記計算式を用いる。

保険料納付済月数	全額免除月数	4分の1納付月数	半額納付月数	4分の3納付月数
480月 (40年)				

**No.7-2 いくら? - 年金額の計算 -**

付加年金の受取り年金額 (年額) No.13

200円 × 付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額 (年額) No.9

(老齢基礎年金 + 付加年金) の年金額 × 受給率

加算加算の受取り額 (年額) No.14

224,500円 × 生年月日ごとに政令で定める率



MC : (No.7 いくら? - 年金額の計算 -)

No.7のカードは、老齢基礎年金の受取り年金額の計算方法について説明しています。平成21年4月以後と3月以前の期間とでは、計算式が変更になっているため注意してください。

「付加年金の受取り年金額」、「繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額」および「振替加算の受取り額」についてもそれぞれ計算方法が掲載されています。年金の受取り見込額を案内する場合にはこのカードを活用してください。

ただし、保険料納付済月数、全額免除月数、4分の1納付月数、半額納付月数、および4分の3納付月数の合計が480月を超える場合は、このカードの計算式とは異なる計算を行いますので注意してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.8-1 増やす方法は?**

追納 No.10

保険料の納付費用が滞りまたは滞りすぎた期間の保険料を後から納付することにより、保険料の滞り期間を補正し、年金額を増やすことができます。

後納 No.11

納付期限により納付できなかった期間の保険料を後から納付することにより、納付期限を補正し、年金額を増やすことができます。

特例追納 No.12

特例追納とは、第3期納付済日から第1期納付済日までの期間に納付できなかった期間の保険料を後から納付することにより、納付期限を補正し、年金額を増やすことができます。

**No.8-2 増やす方法は?**

国民年金の任意加入 No.10

65歳に達した日 (65歳誕生日の前日) の前月の前月までの月単位で、国民年金を任意加入して納付し、国民年金の納付期間を延ばすことにより、65歳以降 (卒した日以降) でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

繰下げ申出 No.9

65歳以後70歳までに、年金を受け取る時期を遅らせることにより、受け取る年金額に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。



MC : (No.8 増やす方法は?)

No.8のカードには、年金額を増やすための方法が記載されています。「追納」、「後納」、「特例追納」、「任意加入」および「繰下げ申出」について簡単に説明しています。

各制度の具体的な内容については、それぞれ用意されている個別のお手続きカードを使って説明してください。これらの制度を利用する場合のメリットとデメリットについて丁寧に説明し、被保険者自身の判断で選択いただくことが重要です。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給**

受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

年齢	繰上げ率 (%)	受給額 (円)
41歳	76.0%	592,900
42歳	78.0%	609,200
43歳	80.0%	626,500
44歳	82.0%	643,800
45歳	84.0%	661,100
46歳	86.0%	678,400
47歳	88.0%	695,700
48歳	90.0%	713,000
49歳	92.0%	730,300
50歳	94.0%	747,600
51歳	96.0%	764,900
52歳	98.0%	782,200
53歳	100.0%	799,500

※標準的な受給額(65歳)は799,500円です。

※繰上げ受給はできません。

**繰上げ受給の注意点**

- 繰上げ受給は受給開始年齢を繰上げた場合にのみ適用され、繰下げて受給する場合は適用されません。
- 繰上げ受給は、繰下げて受給するよりも受給額が少なくなります。
- 繰上げ受給は、繰下げて受給するよりも受給額が少なくなります。
- 繰上げ受給は、繰下げて受給するよりも受給額が少なくなります。

**繰下げ受給の注意点**

- 繰下げ受給は受給開始年齢を繰下げた場合にのみ適用され、繰上げて受給する場合は適用されません。
- 繰下げ受給は、繰上げて受給するよりも受給額が多くなります。
- 繰下げ受給は、繰上げて受給するよりも受給額が多くなります。
- 繰下げ受給は、繰上げて受給するよりも受給額が多くなります。

**No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給**

繰上げ・繰下げ受給の増減率 (%)

年齢	繰上げ率 (%)	受給額 (円)
41歳	76.0%	592,900
42歳	78.0%	609,200
43歳	80.0%	626,500
44歳	82.0%	643,800
45歳	84.0%	661,100
46歳	86.0%	678,400
47歳	88.0%	695,700
48歳	90.0%	713,000
49歳	92.0%	730,300
50歳	94.0%	747,600
51歳	96.0%	764,900
52歳	98.0%	782,200
53歳	100.0%	799,500

※標準的な受給額(65歳)は799,500円です。

※繰上げ受給はできません。

**繰上げ受給の注意点**

- 繰上げ受給は受給開始年齢を繰上げた場合にのみ適用され、繰下げて受給する場合は適用されません。
- 繰上げ受給は、繰下げて受給するよりも受給額が少なくなります。
- 繰上げ受給は、繰下げて受給するよりも受給額が少なくなります。
- 繰上げ受給は、繰下げて受給するよりも受給額が少なくなります。

**繰下げ受給の注意点**

- 繰下げ受給は受給開始年齢を繰下げた場合にのみ適用され、繰上げて受給する場合は適用されません。
- 繰下げ受給は、繰上げて受給するよりも受給額が多くなります。
- 繰下げ受給は、繰上げて受給するよりも受給額が多くなります。
- 繰下げ受給は、繰上げて受給するよりも受給額が多くなります。



MC : (No.9 繰上げ受給・繰下げ受給)

No.9のカードは、年金の受取り開始年齢を繰上げ、または繰下げた場合の年金額の増減や注意点が記載されています。年金受給率は生涯同じであること、取消、変更はできないことなど、繰上げ、繰下げの注意点については丁寧に説明してください。

また、No.9-2に掲載されている計算例などを用いて、繰上げや繰下げを行った場合と行わなかった場合とで、最終的に受給できる年金累計額にどのような違いが出るのか理解していただくことも大切です。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.10-1 任意加入**

年金額を増やすには

65歳に達した日(65歳誕生日の前日)の属する月の前月までの額、原本年金(任意加入して加入する)と任意加入した月分を合算して算出します。65歳未満(65歳に達した日以後)でも任意加入した上で、保険料納付することにより、年金額を増やすことができます。ただし、納付された月より前にさかのぼって加入することはできません。

**年金額を増やすことが可能な方**

年金額が満額に到達していない方

**加入期間**

65歳に達するまでの期間(原則1年以上)

**納付率 (年額)**

年齢	納付率 (%)	加入期間 (年)	加入期間 (月)
30歳	35%	35年	420月
40歳	45%	25年	300月
50歳	55%	15年	180月
60歳	65%	5年	60月

420月 780,100円 × 480円 = 480円  
480円 - 682,600円 = -682,600円

60月 780,100円 × 480円 = 480円  
480円 - 780,100円 = -780,100円

97,500円 プラス

**納付方法**

任意加入の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となります。

**任意加入をやめるとき**

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市町村窓口にて手続きを行ってください。

**No.10-2 任意加入**

受給要件を満たすためには

65歳に達した日(65歳誕生日の前日)の属する月の前月までの額、原本年金(任意加入して加入する)と任意加入した月分を合算して算出します。65歳未満(65歳に達した日以後)でも任意加入した上で、保険料納付することにより、年金額を増やすことができます。ただし、納付された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入期間が1年以上あると、2つの納付率(任意加入期間)が適用されます。

**任意加入が可能な方**

任意加入期間(25年)を満たしていない方

任意加入期間(25年)を満たしている方

任意加入期間(25年)を満たしている方

任意加入期間(25年)を満たしている方

**加入期間**

65歳に達するまでの期間(原則1年以上)

65歳に達するまでの期間(原則1年以上)

65歳に達するまでの期間(原則1年以上)

65歳に達するまでの期間(原則1年以上)

**納付方法**

任意加入の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となります。

**任意加入をやめるとき**

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市町村窓口にて手続きを行ってください。



MC : (No.10 任意加入)

No.10のカードは、年金額を増やすため、または受給要件を満たすために利用する任意加入について説明しています。受給要件を満たしているかどうかなど被保険者ごとの状況によって加入可能な期間が異なりますので注意してください。また、申出された月より前にさかのぼって加入することはできないことも説明が必要です。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.11-1 後納** (詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ)

**後納制度**  
 後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの期間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすこともできます。納付した期間が定めたことより年金額が増加するなどの国民年金保険料の特典が受けられます。

後納する保険料額は政令で定められた額を加算した額となります。

対象年度	平成27年度中に納付する年度の10月分の保険料額 (円)	
	当該年度の保険料額 (円)	加算額 (円)
平成17年度	13,560	1,300
平成18年度	13,860	1,070
平成19年度	14,100	860
平成20年度	14,410	680
平成21年度	14,660	500
平成22年度	15,100	250
平成23年度	15,020	200
平成24年度	14,980	90
平成25年度	15,040	0
平成26年度	15,250	15,250

※ 加算額は、毎年、設定されます。

MC : (No.11 後納)

No.11のカードは、平成27年9月まで利用できる後納制度について説明しています。時効により納めることができなかった国民年金保険料について、過去10年分まで納めることができる制度です。年金受給資格の獲得や年金額の増額を希望する方へ案内してください。対象年度ごとの加算額と後納保険料額が掲載されていますので、当時の保険料に一定の金額が加算されることを説明してください。

なお、平成27年10月1日から平成30年9月30日の間は、現行の後納制度に代わって過去5年分の保険料を納付できる新たな制度が創設されます。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.12-1 特例追納** (詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ)

**特例追納制度**  
 特例追納制度とは、第3号被保険者が第1号被保険者になるための切替え手続きが2年以上遅れた方が、時効により納めることができない国民年金保険料について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすこともできます。納付した期間が定めたことより年金額が増加するなどの国民年金保険料の特典が受けられます。

**お手続きのメリット**

- 届出することにより、年金受給資格を得られる場合があります。
- 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。
- この制度、すでに年金受給している方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

○ 従来10年分の特例追納が可能だったケース

**No.12-2 特例追納** (詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ)

**保険料額** (平成27年度における)

対象年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保険料額 (円)	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980	14,980

※ 留意: 10年以内の特例追納を申請することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

**お問い合わせ先**

国民年金保険料適用ダイヤル ☎ 9378-011-099

※ 受付時間: 月曜～土曜 9:00～17:00 (国民年金保険料適用ダイヤル専用ダイヤル)

※ 受付時間: 月曜～土曜 9:00～17:00 (国民年金保険料適用ダイヤル専用ダイヤル)

※ 受付時間: 月曜～土曜 9:00～17:00 (国民年金保険料適用ダイヤル専用ダイヤル)

MC : (No.12 特例追納)

No.12のカードは、特例追納制度について説明しています。第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方が、時効により保険料が納付できない未納期間について過去10年分まで納めることができる制度です。特定期間該当届の手続きや特例追納をするメリットや保険料額が掲載されています。

すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合がありますので注意してください。



老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

### No.15-1 生計維持関係の認定要件

生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が生計を同一としており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。詳細には次の要件を満たす必要があります。

**生計同一要件 いずれか**

- ① 配偶者と世帯員が同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と世帯員が世帯を異にしているが、世帯が世帯員より一であるとき
- ③ 配偶者と世帯員が世帯を異にしているが、次のいずれかに該当するとき
  - ア 既に配偶を併し、かつ、世帯主上の世帯を一つにしている世帯員がいないとき
  - イ 専業主婦、独居または世帯分離等のむねを明記した事項により世帯が世帯員より一であるが、次のような事実が認められ、その事実が認められたとき、配偶を併し、世帯主上の世帯を一つにする必要があるとき
    - (イ) 配偶者から生活費、療養費等の経済的負担を受けていること
    - (ロ) 配偶者の他に定期的に世帯費、診察料があること

**かつ**

**収入要件 いずれか**

- ① 世帯の収入（世帯の収入が確定しない場合には、世帯の収入）が年額50万円未満であること
- ② 世帯の所得（世帯の所得が確定しない場合には、世帯の所得）が年額50万円未満であること
- ③ 一時所得が認められるときは、この所得のみを、前記①または②に該当すること
- ④ 所得が、ご本人または配偶者にないが、世帯分離の事実により、世帯（世帯員が世帯員）の収入が年額50万円未満または所得が年額50万円未満となること認められること



MC : (No.15 生計維持の認定要件)

No.15のカードは、振替加算が支給される要件の一つである生計維持関係の認定要件について説明しています。生計同一要件と収入要件のどちらも満たす必要があります。

本人と配偶者の住民票上の住所が異なる場合などには、生計同一関係に関する申立書などの書類が必要となることを説明してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

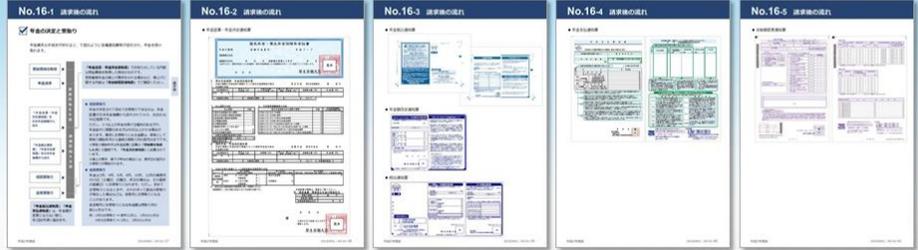
No.16-1 請求後の流れ

No.16-2 請求後の流れ

No.16-3 請求後の流れ

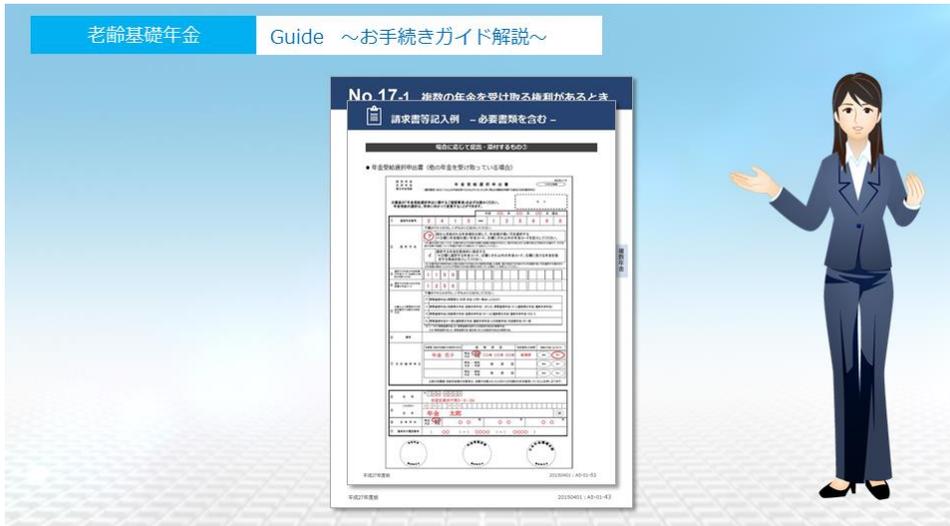
No.16-4 請求後の流れ

No.16-5 請求後の流れ



MC : (No.16 請求後の流れ)

No.16のカードには、年金の請求手続き後の流れと、日本年金機構から送られてくる年金証書や通知等の見本が掲載されています。年金請求書を受付けたときは、このカードを使って実際の受取りまでの流れを案内してください。



MC：(No.17 複数の年金を受け取る権利があるとき)

No.17のカードは、来訪者に老齡基礎年金以外の年金を受け取る権利がある場合に、「1人1年金の原則」によっていずれか1つの年金を選択する必要があることを説明するときに使用します。この場合に老齡基礎年金の請求書とあわせて提出いただく必要がある「年金受給権選択申出書」は、この後の「請求書等記入例」に見本が掲載されています。



MC：(請求書等記入例)

お手続きガイドの後半には、請求書や添付書類等の記入例や見本が掲載されています。各種書類への記入方法を説明する際などに活用してください。



老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**～年金請求窓口のご確認ほか～**

**年金請求窓口のご確認**

20歳から65歳までに加入していた年金制度の内訳によって、年金請求窓口は以下のように異なります。

年金制度の内訳	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	市町村町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

**年金のご相談**

問い合わせ先	窓口番号 (7桁番号)	受付時間
○年金事務所	00-0000-0000	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時
市町村の年金相談センター	00-0000-0000	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時
○市町村町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：○時～○時 土日祝：○時～○時

**～年金請求窓口のご確認ほか～**

**国民年金被保険者の種類**

国民年金被保険者の種類は年齢などによって異なり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

種類	ご本人が？	加入の経路は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	学生 ・専業主婦 ・農林漁業者 等	国民年金制度である 市町村 ・国民年金事務所 または町村役場	各自で納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	勤務先で事業主が 届出	勤務先で納付 (勤務先が滞り)
第3号被保険者	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお金の先が 届出	各自で納付しない (国民年金に加入する年金 制度がない)

※なお、国民年金に任意加入する方は第1号被保険者と扱われます。



MC：(年金請求窓口のご確認ほか)

このカードには、加入していた年金制度の内容によって異なる年金請求窓口や、地域ごとの年金相談問い合わせ先が掲載されています。市町村ごとに地域の年金事務所等の電話番号や受付時間を記載してください。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**～年金額の推移～**

年 令	国民年金(第1号)		国民年金(第2号)		国民年金(第3号)	
	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額
20歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
25歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
30歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
35歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
40歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
45歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
50歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
55歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
60歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円
65歳	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円	980,000円



MC：(年金額の推移)

このカードには、老齡基礎年金や障害基礎年金などの年金額の推移が掲載されています。年金をさかのぼって請求する場合などに参考としてください。



MC :

さて、老齢基礎年金の業務支援ツールについて、ひと通り説明してまいりました。実際の窓口相談において活用できるよう業務支援ツールそれぞれの記載内容を丁寧に確認してみてください。